第1607号
受
25. 3. 4
付
小郡三井医師会

福県医発第2802号（地）
平成25年3月1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

福岡市の医療費助成事業に係る平成24年3月診療以前分の
レセプトの請求先及び請求方法の変更について（お願い）

福岡市における「重度障がい者医療費助成」、「子ども医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の医療費助成事業に係る審査支払業務については、平成24年4月診療分から、被用者保険加入者分に係る審査支払業務が支払基金において行われているところですが、平成24年3月診療以前分のレセプトについては、被用者保険加入者分であっても、経過措置として1年間は月遅れ請求・再審査請求共に国保連合会へ請求することになっておりました。

したがって、経過措置期間終了後の平成25年4月の請求からは、平成24年3月診療以前分のレセプトであっても、月遅れ請求・再審査請求ともに、支払基金へ1枚の併用レセプト（平成24年4月診療分以降と同様の請求方法）として請求することとなる旨、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙の通り通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より県内全医療機関に直接通知がなされますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

事　務　連　絡
平成25年2月27日

福岡県医師会　御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

福岡市の医療費助成事業に係る平成24年3月診療以前分の
レセプトの請求先及び請求方法の変更について(お願い)

平素は、支払基金の事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡市が実施している「重度障がい者医療費助成」、「子ども医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の医療費助成事業に係る審査支払業務については、平成24年4月診療分から、被用者保険加入者分に係る審査支払業務を当支払基金で行っているところです。

しかしながら、平成24年3月診療以前分のレセプトについては、被用者保険加入者分に係るものであっても、経過措置として1年間は月遅れ請求・再審査請求ともに国保連合会へ請求されていたところです。

従いまして、この経過措置期間が経過する平成25年4月の請求からは、平成24年3月診療以前分のレセプトであっても、月遅れ請求・再審査請求ともに支払基金へ1枚の併用レセプト（平成24年4月診療分以降と同様の請求方法）として請求されることとなりますので、請求先及び請求方法の誤りのないようお願いします。

なお、各保険医療機関には、当支払基金から別添文書をもって連絡することを申し添えます。